

平成22年4月1日から

育児休業給付制度



が変わります。

育児休業期間中に支給する「育児休業基本給付金」と、支給終了後6か月経過後に支給する「育児休業者職場復帰給付金」を統合。



「**育児休業給付金**」と名称を変更し、育児休業期間中に40% （当分の間 50%） を支給。

平成22年4月1日以降に育児休業を開始した方から対象となります。

(※) 統合後の給付率については、平成22年3月31日までとされていた「育児休業者職場復帰給付金」の給付率引上げ（10%→20%）の暫定措置が当分の間延長されますので、統合後の「育児休業給付金」の給付率はこれまでの育児休業中の30%と職場復帰後の20%を合わせた50%が暫定措置として支給されることとなります。

お問い合わせは、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）または大阪労働局職業安定部雇用保険課までお願いします。

ハローワーク大 阪 東 ☎06-6942-4771

ハローワーク 堺 ☎072-238-8301

ハローワーク泉 佐 野 ☎072-463-0565

ハローワーク梅 田 ☎06-6344-8609

ハローワーク岸 和 田 ☎072-431-5541

ハローワーク茨 木 ☎072-623-2551

ハローワーク大 阪 西 ☎06-6582-5271

ハローワーク池 田 ☎072-751-2595

ハローワーク河内長野 ☎0721-53-3081

ハローワーク阿 倍 野 ☎06-6628-5051

ハローワーク泉 大 津 ☎0725-32-5181

ハローワーク門 真 ☎06-6906-6831

ハローワーク淀 川 ☎06-6302-4771

ハローワーク河内柏原 ☎072-972-0081

ハローワーク布 施 ☎06-6782-4221

ハローワーク枚 方 ☎072-841-3363

大阪労働局雇用保険課 ☎06-4790-6321

活用しましょう！雇用継続給付！

雇用継続給付には次の3種類があり、在職者の方を対象とする給付金です。

高年齢雇用継続給付

60歳到達時等の賃金月額(※)よりも75%未満に低下した賃金で働く場合、その低下した賃金の最大15%を限度に給付金を支給し、60歳以降の継続雇用又は再雇用を支援するものです。

(※)60歳到達時等の賃金月額には上限額があり446,700円を超える場合は、446,700円になります。(この上限額は平成21年8月1日現在の額です。毎年8月に見直しがあります。)

基本給付金：60歳に達した日以降失業給付(基本手当等)を受けることなく働いておられる方への給付です。(支給対象となる期間は65歳に到達した月(月末まで被保険者の場合に限る)までです。)

再就職給付金：60歳以降に失業給付(基本手当等)を受け、100日以上残して再就職された方への給付です。(残日数100日以上は1年間、200日以上は2年間支給対象となりますが、支給途中で65歳になった場合は、その月(月末まで被保険者の場合に限る)までとなります。)



育児休業給付

在職中に育児休業を取得し、休業取得後職場復帰を目指す方に対して、休業を開始する前の平均賃金の50%(育児休業中に30%、職場復帰後に20%(※))を支給し、妊娠・出産・育児による退職を防ぎ職業生活の継続を支援するものです。

(※)平成22年3月31日までに育児休業基本給付金の支給に係る育児休業を開始された方までを対象とした暫定措置の給付率です。

基本給付金：1歳未満のお子さんを養育するための育児休業を取得された場合に休業開始前の平均月額の30%を2ヶ月毎に支給するものです。(最長お子さんの1歳の誕生日の前々日まで。なお、一定の理由のある場合のみ最長1歳6ヵ月の前日まで)

職場復帰給付金：育児休業給付の基本給付金を受けた方が、職場復帰後(基本給付金支給終了後も引き続き休業されている場合は支給終了から)6ヵ月以上引き続き被保険者として在籍した場合に一括支給するものです。

介護休業給付

在職中に介護休業を取得した方に対して、休業を開始する前の平均賃金の最大40%を支給し、介護のための退職を防ぎその後の円滑な職場復帰を援助・助成し、職業生活の継続を支援するものです。

介護休業給付金：2週間以上にわたり常時介護を必要とする家族を介護するため介護休業を取得した場合、最長3ヵ月(同一の対象家族について異なる要介護状態(※)による複数回休業取得の場合は通算93日)を限度として休業終了後、一括して支給します。

(※)異なる要介護状態とは…すでに支給を受けた要介護状態から回復し、新たに介護が必要となる状態が発生した場合。



※それぞれの給付金については、一定の要件や支給申請期限があります。

詳しくは、最寄りのハローワーク(公共職業安定所)または大阪労働局職業安定部雇用保険課までお問い合わせください。(裏面参照)